COURAGE

クラージュ COURAGE BUISNESS NEWS ビジネスニュース

所得税・個人住民税の定額減税 ~1人当たり4万円の定額減税~

24-002号 通巻:254

減税を行う目的は物価高騰により厳しい状況にある生活者を支援し、私たちの生活を下支えするために、 2024年度(令和6年度)税制改正において新たな制度「定額減税」が発表されました。

2024年1月30日に国税庁ホームページでは特設サイトが発表されましたが、今月号でどのように所得税の所得税額が減税されるかの流れをお伝えします。

1. 対象者

2024年分所得税の納税者である居住者で、合計所得金額が1,805万円以下 (給与収入のみの場合は収入が2,000万円以下)の方です。

2. 定額減税額(合計額が所得税の所得税額・住民税の所得割を超える場合には その所得税額・所得割を限度とします。)

	所得税額	住民税
本人	3万円	1万円
生計同一配偶者及び扶養親族	1人につき	1人につき
(いずれも居住者のみ)	3万円	1万円

3. 減税方法(所得税)

給与支払者がお給料や賞与を支払う際に源泉徴収税額から定額税額を控除する方法で行われます。

- ① 2024年6月1日以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額税税額を控除する事務 (以下「月次減税事務」といいます)
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務(以下「年調減税事務」といいます)

定額減税額の 令和6年1~5月 令和6年6月~ 年末調整時 全額控除後 月次減税事務 年調減税事務 令和6年6月以後の 年末調整の際、 この間に支払う給与等は、 この間に支払う給与等は、 給与等に対する 年末調整時点の 現行所得税法に規定する 現行所得税法に規定する 源泉徴収税額から 定額減税額に 税額表等により源泉徴収 税額表等により源泉徴収 定額減税額を控除 基づき精算

(注) このあらまし中の次の用語は、それぞれ次に掲げる意味で使用しています。 「月次減税額」・・・令和6年6月以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から控除する定額減税額 「年調減税額」・・・年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額

「扶養控除等申告書」・・・「令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

クラージュ総合会計事務所 ・ クラージュコンサルティング

3. 月次減税事務の手順

月次減税事務では、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。

控除しきれる場合 控除しきれない場合 控除前の 控除しきれ 源泉徴収税額 ない部分 (合計控除金額 月 次 全額 減 稅 控除 額 6月賞与 6月給与 6月給与 6月賞与

控除対象者の確認

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収 において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申 告書を提出している居住者の人)(以下「基準日在職者」といいます。)を選び出します。

この基準日在職者が、原則として月次減税額の控除の対象となる人(以下「控除対象者」 といいます。)となりますが、その後、他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出した場合 には、この人は控除対象者から外れることになります。

なお、次に掲げる人は、基準日在職者に該当しませんので注意してください。

<基準日在職者に該当しない人>

- √ 令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人(扶養控除等申告書を提出していない人)
- ✓ 令和6年6月2日以後に給与の支払者のもとで勤務することとなった人
- ✓ 令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
- ✓ 令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人
- (注) この控除対象者の確認の時点においては、合計所得金額(見積額)を勘案しませんので、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行ってください。

4. 年末調整事務の手順

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」で各種情報を2024年9月頃から 随時掲載する予定です。

参照: 財務省「税制改正の大綱」・「税制改正の大綱の概要」、自民党税制調査会資料 税務通信・速報税理、国税法ホームページ

~コメント~

「同一生計の配偶者や扶養親族の数」は 毎月の給与や賞与における源泉徴収税額の計算のための「扶養親族の数」と異なる場合があります。「同一生計配偶者」とは合計所得が48万円(収入103万円)以下のみが該当し、「扶養親族」とは所得税法上の控除対象扶養親族だけではなく、16歳未満の扶養親族も含まれるためやこしいです。また一人ずつ控除金額、翌月繰越金額も異なるためため給与支払者の事務負担が増加することが懸念されます。

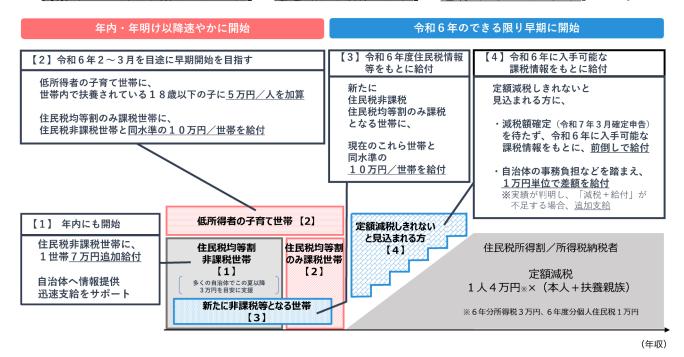
クラージュ総合会計事務所 武内 麻衣

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- ●「簡素<u>(わかりやすく事務負担が少ない)</u>」「<u>迅速(特に低所得の方々)」「適切(できるだけ公平に)</u>」**のバランス**



※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。